

# 地域包括支援センターだより

## 介護申請から介護サービス利用までの流れ

介護サービスを利用するには要介護（要支援）認定を受ける必要があります。ご自身や家族に介護が必要になった場合に、介護サービスを利用する流れを紹介します。

サービス利用までの流れ

### Step1 相談

介護保険のサービスの利用や困りごとは、健康対策課/生活相談室にまずはご相談ください。

### Step2 申請

健康対策課/生活相談室の窓口で「要介護認定」の申請をします。  
※本人や家族からの申請のほか、居宅介護支援事業所などに代行してもらうこともできます。

### Step3 認定調査

申請後、調査員が自宅などを訪問し、心身の状態や日常生活、家族、住環境などについて聞き取り調査を行います。また、主治医に意見書の作成を依頼します。

### Step4 審査判定

認定調査票と主治医意見書をコンピューターに入力し、要介護度の判定を行います。（一次判定）  
一次判定と主治医意見書を基に、「認定審査会」による要介護度の判定が行われます。（二次判定）

### Step5 認定

認定審査会の判定結果に基づき要介護認定を行い、申請者に結果を通知します。  
認定は要支援1・2から要介護1～5までの7段階および非該当に分かれています。

### Step6 介護（予防）サービス計画書の作成

介護サービスを利用する場合は、ケアプランの作成が必要となります。ケアマネジャーに作成を依頼し、本人や家族の希望、心身の状態に合わせたケアプランを作成します。

### Step7 介護サービスの利用開始

ケアプランに基づいた居宅サービスや施設サービスを利用します。  
利用者負担は、費用の1割～3割です。

問い合わせ・申請先

健康対策課 生活相談室（伯耆地域包括支援センター）

☎ 0859-68-5535・4632



◀ 伯耆町  
ホームページ

## 介護予防のための健口講座のお知らせ

栄養状態の低下や口腔機能の衰えは、全身の機能低下へと進み、要介護状態へとつながる可能性があります。高齢期に気をつけたい栄養の話や、歯と口の健康を保つための大切なポイントをお話しします。ぜひご参加ください。

なお、当日は岸本公民館高齢者学級との共同開催で、健康ポイント対象事業です。

**と き** 12月10日（水）14:30～16:00（受付14:00～）

**と ころ** 岸本公民館 2階 大会議室

**対 象 者** ●65歳以上の町民 ●栄養状態の低下や口腔機能の低下が心配な人  
●食事が減り、筋力や体力が衰えてきたと感じる人  
●嚥む、飲み込むなどの口腔機能が衰えてきたと感じる人 等

**料 金** 無料 **申込・予約方法** 電話・役場健康対策課窓口

**申込締切** 12月8日（月） **持ち物** 健康ポイントカード

**内 容** 「お口から元気 いつまでも健康でいるための口腔ケア」

講師 大山リハビリテーション病院 長岡言語聴覚士

「シニア世代の元気を保つ食事」

講師 伯耆町役場 健康対策課 長田管理栄養士



◀ 伯耆町  
ホームページ

問い合わせ先

健康対策課 生活相談室（伯耆地域包括支援センター）

☎ 0859-68-5535